

7 鹿児島湾水域に係る上乘せ排水基準

適用区域：鹿児島市の北緯31度34分6秒、東経130度36分43秒の地点と北緯31度26分3秒、東経130度31分15秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに接続する公共用水域のうち鹿児島市内水域を除く公共用水域

区分	業種	項目及び許容限度									
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質 (単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌数 (単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)		
			日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	
昭和54年7月9日前に設置される特定事業場の設置工事を含む。	下水道処理区内のもの	全てのもの	5.8~8.6	20	25	20	25	50	70	800	
	下水道処理区外のもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの		30	40			40	60	
			排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		80	100			90	120	
			排出水量50立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160			150	200	800
		畜産食料品製造業		5.8~8.6	30	40			40	60	800
		水産食料品製造業		5.8~8.6 (5.0~9.0)	90	120	90	120	80	100	800
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		5.8~8.6	90	120			80	100	800
		みそ又はしょう油製造業		5.8~8.6	90	120			80	100	800
		製あん業		5.8~8.6	90	120			80	100	800
	飲料製造業	排出水量500立方メートル以上のもの			30	40			40	60	
		排出水量500立方メートル未満のもの		5.8~8.6	60	80			80	100	800
		ぶどう糖又は水あめ製造業		5.8~8.6	60	80			80	100	800
		麺類製造業		5.8~8.6	60	80			80	100	800
		豆腐又は煮豆製造業		5.8~8.6	60	80			80	100	800
		紡績業、繊維製品製造業又は染色整理業		5.8~8.6	60	80			80	100	800
		紙製造業		5.8~8.6	60	80			80	100	800
		生コンクリート又はセメント製品製造業		5.8~8.6					30	40	800
	ガス供給業		5.8~8.6	30	40			40	60	800	
	酸若しくはアルカリによる表面処理施設又は電気めつき施設を有するもの		5.8~8.6	30	40			30	40	800	
	旅館業	排出水量500立方メートル以上のもの		30	40			40	60		

			排出水量500立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80			80	100	
			排出水量50立方メートル未満のもの	5.8~8.6	120	160			150	200	800
		卸売市場		(5.0~9.0)			60	80			
		自動式車両洗浄施設を有するもの		5.8~8.6					30	40	800
		し尿処理施設を有するもの		5.8~8.6 (5.0~9.0)	30	40	50	70	50	70	800
		その他のもの(さつまいもでん粉製造業を除く。)		5.8~8.6	120	160			150	200	800
昭和54年7月9日以後の設置に係る特定事業場	下水道処理区域内のもの	全てのもの		5.8~8.6 (5.0~9.0)	20	25	20	25	30	40	800
	下水道処理区域外のもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの		20	25	20	25	30	40	
			排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		60	80	60	80	70	90	
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8~8.6 (5.0~9.0)	90	120	90	120	100	130	800	
	その他のもの		排出水量1,000立方メートル以上のもの		20	25	20	25	30	40	
			排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8~8.6 (5.0~9.0)	30	40	30	40	40	60	800

- 備考 1 「特定事業場」とは、法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 3 「排出水量」とは、特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 4 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 5 水素イオン濃度(5.0~9.0)及び化学的酸素要求量に係る許容限度は、排水を海域に直接排出する特定事業場についてのみ適用する。
- 6 特定事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)のうち下水道処理区域外のもの下水道処理区域内のものとなったときは、当該特定事業場は、下水道処理区域内のものとなった日から起算して1年間は、なお下水道処理区域外のものと同みなして、この表の規定を適用する。
- 7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
- 8 この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年5月10日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和54年5月10日前に特定施設となっている施設を設置していること(設置の工事を行っていることを含む。)によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 9 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。